

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対する
日本政府の厳正な対応を求める意見書

平成29年9月3日に北朝鮮が国際社会からの強い非難や制止があったにもかかわらず、6回目の核実験を強行いたしました。

北朝鮮は、過去の核実験においても国際社会の制止を無視して核実験を強行し、北東アジア地域はもとより、国際社会の平和と安全に対し重大な緊張を与えております。本市議会においても、核実験に厳重に抗議し、断固として非難するとともに、核兵器の完全廃棄及び核開発の即時放棄を強く求める決議を行い、北朝鮮政府に対し送付するとともに、日本政府に対しても、実効性のある再発防止策などについて、必要な措置を講じることや関係各国との協調を図り、厳格に対応していただくことを求める意見書を提出してきたところであります。

しかしながら、北朝鮮は核実験のみならず、本年8月8日には、弾道ミサイルによるグアム島周辺の包囲射撃作戦を慎重に検討していると表明し、8月26日には日本海に向け複数のミサイルを発射、さらにその3日後の8月29日にも北海道、襟裳岬上空を通過し、北海道東方の太平洋上に落下したとみられる弾道ミサイルを発射するなど、世界恒久平和を求める国際世論を無視した態度を取り続けています。これらは、核不拡散条約（NPT）を中心とする国際的な軍縮不拡散体制に対する重大な脅威となる暴挙であるとともに、本年7月に採択された核兵器禁止条約に込められた被爆者を初めとする世界の人々の積年の思いを踏みにじるものでもあり、断じて容認できません。

よって、国に対しまして、北朝鮮の核兵器の完全廃棄及び核開発の即時放棄に向けた具体的な行動の実現に向け、国連や関係各国との連携を図りながら、より厳正に対応していただくよう、被爆地長崎の市議会として強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成29年9月6日

長 崎 市 議 会